

徳島県選挙管理委員会告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年六月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、七五七人
鳴門	一五、七九三人
小松島・勝浦	一二、二八九人
阿南	一九、八三四人
吉野川	一一、一七三人
阿波	一〇、一六八人
美馬	一〇、二二七人
三好第一	六、九二一人
名西	八、五二四人
那賀	二、二三八人
海部	五、四七七人
板野	二七、二四〇人
三好第二	三、八八六人